

岡ス少発第 26 号
令和 3 年 6 月 18 日

市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人岡山県スポーツ協会
岡山県スポーツ少年団
本部長 井上 征三
(公印省略)

「緊急事態宣言」解除後のスポーツ少年団活動について

平素から、スポーツ少年団の諸事業につきましては、格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、6月17日(木)に行われました、岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定された方針を踏まえて、新しく下記のとおり対応させていただきます。

つきましては、貴管下スポーツ少年団へご周知くださいますよう、よろしくお願いたします。

記

〈 対 応 〉

スポーツ少年団活動は、各市町村の方針を踏まえるとともに、「スポーツ少年団活動における徹底事項」(別添資料)を遵守して実施することとし、指導者に対し、その旨を徹底すること。

問い合わせ先

〒700-0012

岡山市北区いずみ町2-1-3 ジップアリーナ内

岡山県スポーツ少年団事務局 (担当: 山江)

TEL:086-256-7101

FAX:086-256-7105

スポーツ少年団活動における徹底事項

スポーツ少年団活動をする際、以下の点を遵守したうえで、活動していただきますようお願いいたします。

単位団内の活動を行う場合

- 1) 1日2～3時間程度、1週間に1，2回の頻度とすること。
- 2) 屋内・屋外競技に限らず、適切な対策を講じること。
 - ・手洗い、手指消毒の徹底
 - ・共用物及び共用場所等の消毒の徹底
 - ・競技中以外のマスク着用の徹底
 - ・練習前と練習後の健康観察の徹底
(のどの痛み、発熱等の症状がある場合は活動を控える)
 - ・風通しの悪い空間や人が密集する環境での活動は避ける。

対外試合等、2団以上の単位団で活動を行う場合

- 1) 屋内・屋外競技に限らず、適切な対策を講じること。
 - ・手洗い、手指消毒の徹底
 - ・共用物及び共用場所等の消毒の徹底
 - ・風通しの悪い空間や人が密集する環境での活動は避ける。
- 2) 健康チェックシートの活用や当日の体調チェックを十分に行うこと。
(のどの痛み、発熱等の症状がある場合は活動を控える)
- 3) 来場者全員のマスク着用の徹底
(競技中の団員は、原則マスクを外しても良い)
- 4) 競技及び活動以外の部分を簡素化し、終了後は速やかに解散すること。
- 5) 人と人との間隔を2メートル程度保つこと。
 - ・屋内競技については、使用施設の収容人数50%以内とする
 - ・競技種目を問わず、休憩等の待機場所も他団体と密接及び密集しない